

質疑回答書（令和7年11月4日回答）

入札番号：第9号

入札名：グループウェア用サーバ等（令和7年度導入）リース一式

番号	質問項目	質問事項	回答
1	入札手続きについて	内訳書等の添付は不要ですか。	不要です。
2	納期について	リース会社の責めによらない理由により、履行期限までに物件が納品できなかった場合は貴市と指定業者様の間で協議し、リース会社は納品遅延に対する責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	納期については指定業者と調整済みです。リース会社は納期遅延に対する責任を負いません。
3	保守について	リース会社に物件の納入および保守の責任はないとの認識で宜しいでしょうか。また、双方の責に依らない場合で、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、契約解除する、又は、その後の対応について、協議させて頂く形でよろしいでしょうか。また、その際の代替品準備責任はない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	契約書について	契約書案は頂けますか。	本書末尾の契約書案をご確認ください。契約書の内容について追加や削除、修正等が必要な場合は協議させていただきます。

番号	質問項目	質問事項	回答
5	契約解除について	過去に予算削減等により、契約解除となった事例はありますでしょうか。また、契約解除となった場合、残リース料は一括してお支払いして頂く認識でよろしいでしょうか。	契約解除となった事例はありません。また、発注者の都合により契約解除となった場合における残リース料の支払いについてはご認識のとおりです。
6	リース期間満了後の機器取扱いについて	引き取り費用について、以下をご教示願います。 ①機器の取り外し作業は貴市にて実施されるという認識でよろしいでしょうか。 ②引揚時にエレベーターは利用可能でしょうか。 ③引揚作業に際し、養生は必要でしょうか。	①ご認識のとおりです。 ②エレベーターの利用可能な場所を想定しています。 ③養生を行わなくても構いません。
7		「リース期間満了後、契約者においてリース物件を引取ること」とありますが、配線等が抜かれて、一か所に集約されている状態での引取との認識でよろしいでしょうか。	本市にてソフトウェアによる消去を行った上で一か所に取りまとめたものを回収していただきます。

グループウェア用サーバ等（令和 7 年度導入）

リ ー ス 契 約 書
（案）

グループウェア用サーバ等（令和 7 年度導入）リース契約書

海南市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、グループウェア用サーバ等（以下「物件」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（リース物件）

第 1 条 乙は、その所有する別紙 1 記載の物件を、甲に賃貸（以下「リース」という。）し、甲は、これを賃借する。

（リース期間）

第 2 条 物件のリース期間（以下「リース期間」という。）は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までとする。

（予算の減額又は削除に伴う変更等）

第 3 条 この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であるため、第 2 条の規定にかかわらず、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において甲の歳出予算の当該賃借料に係るものについて減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 甲が前項の規定によりこの契約を変更又は解除した場合において乙に損害があるときは、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（リース料及び支払い方法等）

第 4 条 物件の月額リース料は、_____円（内消費税及び地方消費税の額 _____円）とする。

2 乙は、前項に定める月額リース料を、当該月の翌月以降において甲に請求し、甲は、その請求書を受理した日から起算して 3 0 日以内に乙に支払うものとする。

3 リース期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更があったときは、その税率により算出した消費税及び地方消費税相当額をもって、月額リース料を変更するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、これを免除する。

（物件の引渡等）

第 6 条 乙は、リース期間開始前の令和 7 年 1 1 月 2 8 日までに物件を納入し、甲は、直ちに検収を行った上で適正であると認めたときは、遅滞なく、乙に対して借受書を交付し、これをもって物件の引渡しがあったものとする。

（納入場所）

第 7 条 物件の納入場所は、甲が指定する 1 ャ所とする。

(所有者の表示)

第8条 物件の所有権は乙に属し、乙は、物件に自己の所有物である旨の表示をするものとする。

(物件の使用・保全)

第9条 甲は、物件を本来の用法に従い、その通常の業務のため、善良な管理者の注意をもって使用し及び保全しなければならない。

2 甲は、物件の整備、修理及び部品の取り替えに要する費用を負担するものとし、物件が損害を受けたときは、乙に通知した上で修理等を行うものとする。ただし、乙が第15条に定める保険金を受領したときは、その金額を限度として、甲の負担は免れるものとする。

3 甲は、物件自体又はその設置、保管若しくは使用によって第三者に損害を与えたときは、責任をもって解決し、それに要した費用を負担しなければならない。

(物件の原状変更)

第10条 甲は、他の物件を付着し、物件の一部を除去し若しくは取替え又は物件を模様替えし若しくは改造することにより物件引渡しの際の原状を変更しようとする場合は、乙の承諾を得なければならない。

(物件譲渡等の禁止)

第11条 甲は、乙の承認を得ないで、物件及び本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(物件の瑕疵等)

第12条 天変地異、戦争その他の不可抗力、法令等の改廃、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、又は不能になったときは、乙はそれらに関する一切の責任を負わないものとする。

2 物件の規格、仕様、機能、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合並びに物件の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合において、乙はそれらに関する一切の責任を負わないものとする。

(物件の滅失・毀損)

第13条 甲は、物件の返還までに、物件の滅失、盗難その他の事情により物件の占有を失い乙の権利を回復する見込みがないとき又は物件が毀損して修理不能となったときは、直ちに乙に通知し、その損害の補償金を乙に支払うものとする。ただし、乙が第15条に定める保険金を受領したときは、その金額を限度として、甲は補償金の支払いを免れる。

2 乙は、前項により補償金が支払われたときは、その選択により、原状有姿のまま物件の所有権を甲に移転して、本契約を終了させることができるものとする。

(物件の返還)

第14条 甲は、リース期間が終了したとき又は本契約を解約したときは、物件を引渡し当時の原状（リース期間中に物件にデータ等を付加した場合にあっては、当該データを消去した状態をいう。）に復して乙に返還するものとする。

- 2 前項において、甲のデータ等の消去が不十分であることにより、当該データ等が漏洩する等の事象に起因して生じた損害及び紛争について、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 3 物件を返還した後の甲の設置場所の修復は、甲が行うものとする。
- 4 甲は、物件の返還に際し、物件に欠損がある場合は、乙にその旨を通知しなければならない。当該欠損の修復に要する費用負担は、甲乙協議の上決定するものとする。
- 5 物件の返還に必要な搬送費用は、乙が負担するものとする。

(保険)

- 第15条 乙は、リース期間中、物件の損害保険に加入し、その保険料を負担するものとする。
- 2 甲は、物件に保険事故が生じたときは、速やかにその旨を乙に通知するとともに、保険金の受取りに必要な一切の書類を乙に交付する。

(秘密の保護等)

- 第16条 乙は、本契約に基づき甲が提供した情報及び本契約の履行に関し知り得た秘密をこの契約の目的以外の目的に使用し又は第三者に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第17条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届けなかったとき

(補則)

第18条 本契約の各条項及び本契約に定めのない事項に関し、疑義が生じたときは、
 甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人（甲） 和歌山県海南市南赤坂11番地

海南市長 神 出 政 巳

賃貸人（乙）